

(証券コード：3227)
平成27年5月29日

投資主各位

大阪市北区堂島浜一丁目4番4号
M I Dリート投資法人
執行役員 後藤 智之

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成27年6月15日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月16日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区城見一丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2階「鳳凰S」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

(ご案内)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.midreit.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるMCUBS MidCity株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。)

① 第1条関係

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である、MCUBS MidCity株式会社の発行済株式の65%を三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社が取得し、同社が本投資法人の新たなスポンサーに加わったことに伴い、MCUBS MidCity投資法人（英文 MCUBS MidCity Investment Corporation）に商号を変更するものであります。

② 第3条、第41条関係

本店の所在地を大阪府大阪市から東京都千代田区に変更するものです。当該変更は、平成27年12月31日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設けるべく、第41条の変更を行うものであります。

③ 第15条第1項関係

決算期から3か月以内に開催される投資主総会において権利を行使することのできる投資主を定めるための基準日の規定を新設するものです。

④ 第27条第2項関係

本投資法人の資産運用会社であるMCUBS MidCity株式会社が、本投資法人の資産の運用に係る運用ガイドラインについて、今後取得する投資対象資産から商業施設及び産業用不動産を除外する変更を行ったことから、本投資法人の投資態度について、新規に投資する場合の投資対象から商業施設及び産業用不動産を除外する変更を行うものであります。

⑤ 第27条第3項関係

投資対象地域の拡大によりポートフォリオ分散を追求することで投資主価値向上を図るため、本投資法人の投資対象地域について、「三大都市圏（東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）、大阪圏（大阪府、京都府及び兵庫県）並びに名古屋圏（愛知県））を中心とし、政令指定都市及びそれに準ずる主要都市並びに海外」に変更するものであります。

⑥ 第28条関係

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）が改正されたことに伴い、一定の要件を満たす、専ら国外の特定資産に投資するための海外法人（以下「海外不動産保有法人」といいます。）に対して投信法第194条に定める制限を超えた割合の株式を取得することを可能とすべく、所要の規定の修正を行うものであります。

また、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」といいます。）の改正により特定資産に該当する資産が追加されたことに伴い、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を本投資法人の投資対象として追加する規定を新設するものであります。

加えて、投資対象地域の変更に伴い、外国の法令に基づく権利等を投資対象に追加するものであります。

⑦ 第29条第2項関係

投資対象地域の変更に伴い、為替リスクをヘッジすることを目的としたデリバティブ取引への投資を内容とする運用を可能とするものであります。

⑧ 第34条第1項第4号関係

租税特別措置法等の改正に伴い、本投資法人における課税負担の軽減を目的として、利益を超えた金銭の分配を行うことを可能とするものであります。

⑨ その他

上記変更以外の各変更につきましては、条数の整備のほか、誤字の修正、法令の表記及び規約内の他の規定との整合性等の観点から必要な字句の修正を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 本投資法人は、<u>MIDリート投資法人</u>と称し、英文では<u>MID REIT, Inc.</u>と表示する。</p> <p>第3条 (本店の所在地) 本投資法人は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第15条 (基準日等) (新設)</p> <p><u>1. 投資主総会において権利を行使することができる投資主は、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</u></p> <p><u>2. (記載省略)</u> <u>3. (記載省略)</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 本投資法人は、<u>MCUBS MidCity投資法人</u>と称し、英文では<u>MCUBS MidCity Investment Corporation</u>と表示する。</p> <p>第3条 (本店の所在地) 本投資法人は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第15条 (基準日等)</p> <p><u>1. 本投資法人は、投資主総会をその直前の決算期(第33条に定義する。以下同じ。)から3ヶ月以内の日を投資主総会の日として開催する場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主を、投資主総会において権利を行使することができる投資主とすることができる。</u></p> <p><u>3. (現行のとおり)</u> <u>4. (現行のとおり)</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="263 293 719 324">第7章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="201 367 488 398">第27条 (投資態度)</p> <p data-bbox="201 405 427 436">1. (記載省略)</p> <p data-bbox="201 443 783 663">2. 本投資法人は、主としてオフィスビルの用に供される不動産が本体又は裏付けとなっている資産を主たる投資対象とするが、その他の用に供される不動産が本体又は裏付けとなっている資産に対しても投資を行うものとする。</p>	<p data-bbox="873 293 1329 324">第7章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="810 367 1098 398">第27条 (投資態度)</p> <p data-bbox="810 405 1101 436">1. (現行のとおり)</p> <p data-bbox="810 443 1393 1944">2. 本投資法人は、主としてオフィスビルの用に供される不動産が本体又は裏付けとなっている資産を主たる投資対象とするが、その他の用に供される不動産 <u>(商業施設(不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち店舗用途の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいう。以下同じ。))及び産業用不動産(物流施設(不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち輸・配送、保管、備蓄、荷役、梱包、仕分け、流通加工及び情報提供の各機能から構成される企業間物流業務及び販売物流業務に供する諸施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいう。)、工場・研究開発施設(不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち研究開発、原材料調達・備蓄、保管、製造・生成、組立・加工、リサイクル等を行うための諸施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいう。)、インフラ施設(不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち交通、通信、エネルギー、水道、公共施設等産業活動の基盤として整備される施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいう。))及びデータセンター(不動産を構成する建物の各用途の床面積のうちサーバ、データ通信機器等を設置、運用する施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいう。))をいう。以下同じ。))を除く。))が本体又は裏付けとなっている資産に対しても投資を行うものとする。但し、本投資法人は、平成27年6月16日時点で保有している商業施設について引き続き投資対象とすることができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 投資対象地域は、<u>大阪圏（大阪府、兵庫</u> <u>庫県及び京都府）</u>を中心とし、<u>首都圏</u> <u>並びに政令指定都市及びそれに準ずる</u> <u>主要都市とする。</u></p> <p>4. （記載省略）</p> <p>5. （記載省略）</p>	<p>3. 投資対象地域は、<u>三大都市圏（東京圏</u> <u>（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉</u> <u>県）、大阪圏（大阪府、京都府及び兵</u> <u>庫県）並びに名古屋圏（愛知県）</u> <u>）</u>を 中心とし、政令指定都市及びそれに準 ずる主要都市<u>並びに海外</u>とする。</p> <p>4. （現行のとおり）</p> <p>5. （現行のとおり）</p>
<p>第28条 （資産運用の対象とする資産の種 類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、第26条に定める基本方 針に従い、以下に掲げる特定資産に投 資する。</p> <p>(1) （記載省略）</p> <p>(2) 次に掲げる各資産（以下併せて「不 動産同等物」と総称し、不動産及び 不動産同等物を併せて「不動産等」 と総称する。）</p> <p>①（記載省略）</p> <p>②（記載省略）</p> <p>③不動産、不動産の賃借権又は地上権 を信託する信託の受益権（不動産に 付随する金銭と併せて信託する包括 信託を含む。）</p> <p>④信託財産を主として不動産、不動産 の賃借権又は地上権に対する投資と して運用することを目的とする金銭 の信託の受益権</p> <p>⑤当事者の一方が相手方の行う(1)不 動産又は(2)①から④までに掲げる 資産の運用のために出資を行い、相 手方がその出資された財産を主とし て当該資産に対する投資として運用 し、当該運用から生じる利益の分配 を行うことを約する契約に係る出資 の持分（以下「不動産に関する匿名 組合出資持分」という。）</p> <p>⑥（記載省略）</p>	<p>第28条 （資産運用の対象とする資産の種 類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、第26条に定める基本方 針及び第27条に定める投資態度に従 い、以下に掲げる特定資産に投資す る。</p> <p>(1) （現行のとおり）</p> <p>(2) 次に掲げる各資産（以下併せて「不 動産同等物」と総称し、不動産及び 不動産同等物を併せて「不動産等」 と総称する。）</p> <p>①（現行のとおり）</p> <p>②（現行のとおり）</p> <p>③不動産、不動産の賃借権、<u>地上権又</u> <u>は外国の法令に基づくこれらの資産</u> を信託する信託の受益権（不動産に 付随する金銭と併せて信託する包括 信託を含む。）</p> <p>④信託財産を主として不動産、不動産 の賃借権、<u>地上権又は外国の法令に</u> <u>基づくこれらの資産</u>に対する投資と して運用することを目的とする金銭 の信託の受益権</p> <p>⑤当事者の一方が相手方の行う<u>前号に</u> <u>規定する不動産又は本号①から④ま</u> <u>でに掲げる資産</u>の運用のために出資 を行い、相手方がその出資された財 産を主として当該資産に対する投資 として運用し、当該運用から生じる 利益の分配を行うことを約する契約 に係る出資の持分（以下「不動産に 関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>⑥（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（なお、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含むものとし、以下併せて「不動産対応証券」と総称する。また、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）</p> <p>①（記載省略）</p> <p>②（記載省略）</p> <p>③（記載省略）</p> <p>④特定目的信託の受益証券（資産流動化法に定めるもの（<u>上記(2)③、④又は⑥に掲げる資産に該当するものを除く。</u>）をいう。）</p> <p>(新設)</p> <p>2. 本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産に投資する。なお、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含む。</p> <p>(1) 次に掲げる特定資産</p> <p>①（記載省略）</p> <p>②（記載省略）</p> <p>③（記載省略）</p> <p>④（記載省略）</p> <p>⑤（記載省略）</p> <p>(新設)</p>	<p><u>⑦外国の法令に基づく、不動産、不動産の賃借権又は地上権、これらの資産を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）</u></p> <p><u>⑧外国の法令に準拠して組成された本号③から⑥までに掲げる資産と同様の性質を有する資産</u></p> <p>(3) 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（なお、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含むものとし、以下併せて「不動産対応証券」と総称する。また、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）</p> <p>①（現行のとおり）</p> <p>②（現行のとおり）</p> <p>③（現行のとおり）</p> <p>④特定目的信託の受益証券（資産流動化法に定めるもの（<u>前号③、④又は⑥に掲げる資産に該当するものを除く。</u>）をいう。）</p> <p><u>⑤外国の法令に準拠して組成された本号①又は④に掲げる資産と同様の性質を有する資産</u></p> <p>2. 本投資法人は、<u>第26条に定める基本方針及び第27条に定める投資態度に従い、前項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産に投資する。</u>なお、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含む。</p> <p>(1) 次に掲げる特定資産</p> <p>①（現行のとおり）</p> <p>②（現行のとおり）</p> <p>③（現行のとおり）</p> <p>④（現行のとおり）</p> <p>⑤（現行のとおり）</p> <p><u>⑥再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいう。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することがある。但し、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資できるものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) 民法上の動産（但し、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたものに限る。）</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) 上記(1)から(6)までのほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</u></p> <p>第29条 (投資制限)</p> <p>1. (記載省略)</p>	<p><u>⑦公共施設等運営権（投信法施行令に定めるものをいう。）</u></p> <p><u>⑧海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）第221条の2第1項に規定する法人をいう。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することがある。但し、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資できるものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 民法上の動産（但し、<u>前項第1号⑥に掲げる資産を除き、また、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたものに限る。</u>）</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p><u>(7) 外国の法令に準拠して組成された、第3号又は第5号に掲げる資産と同様の性質を有する資産</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</u></p> <p>第29条 (投資制限)</p> <p>1. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 前条第2項第2号に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>第30条（組入資産の貸付けの目的及び範囲等）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>2. 本投資法人は、前項の不動産の賃貸に際して、敷金、保証金等その他これらに類する金銭を受入れ又は差入れることがあり、それらの金銭を受入れた場合には、本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度等の定めに基づき運用する。</p> <p>3.（記載省略）</p> <p>4.（記載省略）</p> <p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、「投資法人の計算に関する規則」、一般社団法人投資信託協会制定の「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p>	<p>2. 前条第2項第2号に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスク、<u>本投資法人の保有する資産に関連する為替リスク</u>その他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>第30条（組入資産の貸付けの目的及び範囲等）</p> <p>1.（現行のとおり）</p> <p>2. 本投資法人は、前項の不動産の賃貸に際して、敷金、保証金等その他これらに類する金銭を受け入れ又は<u>差し入れる</u>ことがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度等の定めに基づき運用する。</p> <p>3.（現行のとおり）</p> <p>4.（現行のとおり）</p> <p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、「投資法人の計算に関する規則」、一般社団法人投資信託協会制定の「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準及び慣行</u>に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権（第28条第1項第1号、第2号①又は②に定めるもの）</p> <p>取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法による算定とする。但し、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、ほかの算定方法に変更することができるものとする。</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第28条第1項第2号③に定めるもの）</p> <p>信託財産が(1)に掲げる資産の場合は(1)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条第1項第2号④に定めるもの）</p> <p>信託財産の構成資産が(1)に掲げる資産の場合は、(1)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>	<p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権（第28条第1項第1号、第2号①、②又は⑦に定めるもののうち左記に該当するもの）</p> <p>取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法による算定とする。但し、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、ほかの算定方法に変更することができるものとする。</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第28条第1項第2号③、⑦又は⑧に定めるもののうち左記に該当するもの）</p> <p>信託財産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条第1項第2号④又は⑧に定めるもののうち左記に該当するもの）</p> <p>信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、同号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分（第28条第1項第2号⑤に定めるもの）</p> <p>匿名組合出資持分の構成資産が<u>(1)から(3)までに掲げる資産の場合</u>は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条第1項第2号⑥に定めるもの）</p> <p>信託財産である匿名組合出資持分について<u>(4)に従った評価</u>を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(6) （記載省略）</p> <p>(7) （記載省略）</p> <p>(8) （記載省略）</p> <p>(9) 金銭の信託の受益権（第28条第2項第1号⑤に定めるもの） 信託財産の構成資産が<u>(6)から(8)まで又は(11)の場合</u>は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。</p> <p>(10) （記載省略）</p> <p>① （記載省略）</p> <p>② （記載省略）</p>	<p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分（第28条第1項第2号⑤<u>又は⑧</u>に定めるもの<u>のうち左記に該当するもの</u>）</p> <p>匿名組合出資持分の構成資産が<u>前各号</u>に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準<u>及び慣行</u>に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条第1項第2号⑥<u>又は⑧</u>に定めるもの<u>のうち左記に該当するもの</u>）</p> <p>信託財産である匿名組合出資持分について<u>前号</u>に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準<u>及び慣行</u>に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(6) （現行のとおり）</p> <p>(7) （現行のとおり）</p> <p>(8) （現行のとおり）</p> <p>(9) 金銭の信託の受益権（第28条第2項第1号⑤に定めるもの） 信託財産の構成資産が<u>第6号から第8号まで又は第11号の場合</u>は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。</p> <p>(10) （現行のとおり）</p> <p>① （現行のとおり）</p> <p>② （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p> <p>(11) その他 上記に定めがない場合には、投信法、一般社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が(1)に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第34条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して得た額をいう。以下同じ。)の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p>	<p>③一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p> <p>(11) その他 上記に定めがない場合には、投信法、一般社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>第34条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して得た額をいう。以下同じ。)の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たすため必要な場合その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等（一般社団法人投資信託協会の規則等を含む。）の定める金額を上限として本投資法人が決定する金額を加算した金額を、分配することができる。但し、当該金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。</p> <p>(5) （記載省略）</p> <p>(6) （記載省略）</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>第35条 （借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金の返還並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債を発行することができる。なお、資金を借入れる場合は、金融商品取引法に規定する適格機関投資家（但し、租税特別措置法第67条の15で定める機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。</p>	<p>(4) 投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たすため必要な場合、<u>又は、本投資法人における課税負担の軽減のため若しくは</u>その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等（一般社団法人投資信託協会の規則等を含む。）の定める金額を上限として本投資法人が決定する金額を加算した金額を、分配することができる。但し、当該金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。</p> <p>(5) （現行のとおり）</p> <p>(6) （現行のとおり）</p> <p>2. （現行のとおり）</p> <p>第35条 （借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金の返還並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借<u>り</u>入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債を発行することができる。なお、資金を借<u>り</u>入れる場合は、金融商品取引法に規定する適格機関投資家（但し、租税特別措置法第67条の15で定める機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第36条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準) (記載省略)</p> <p>(1) 運用報酬I 本投資法人の直前の決算期における貸借対照表(投信法第131条の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額に、0.2%を上限とする料率を乗じた金額(1円未満切捨て)を、運用報酬Iとする。</p> <p>運用報酬Iは、投資法人の当該営業期間に係る決算期後、3ヶ月以内に支払うものとする。</p> <p>(2) 運用報酬II 本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬II控除前の分配可能金額に5.0%を上限とする料率を乗じた金額(1円未満切捨て)を、運用報酬IIとする。なお、「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額を意味するものとする。</p> <p>運用報酬IIは、本投資法人の当該営業期間に係る決算期後、3ヶ月以内に支払うものとする。</p>	<p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>第36条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準) (現行のとおり)</p> <p>(1) 運用報酬I 本投資法人の直前の決算期における貸借対照表(投信法第131条の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額に、0.2%を上限として<u>本投資法人と資産運用会社が別途合意する</u>料率を乗じた金額(1円未満切捨て)を、運用報酬Iとする。</p> <p>運用報酬Iは、投資法人の当該営業期間に係る決算期後、3ヶ月以内に支払うものとする。</p> <p>(2) 運用報酬II 本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬II控除前の分配可能金額に5.0%を上限として<u>本投資法人と資産運用会社が別途合意する</u>料率を乗じた金額(1円未満切捨て)を、運用報酬IIとする。なお、「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準及び慣行</u>に準拠して計算される税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額を意味するものとする。</p> <p>運用報酬IIは、本投資法人の当該営業期間に係る決算期後、3ヶ月以内に支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 運用報酬Ⅲ 本投資法人が運用資産として新たに不動産等（信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。以下同じ。）を取得した場合、当該不動産等の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等を除く。）に、1.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。但し、本投資法人が資産運用会社と締結した資産運用委託契約に規定するスポンサー関係者（以下「スポンサー関係者」という。）から取得した場合は、当該不動産等の取得価額に0.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。</p> <p>運用報酬Ⅲは、当該不動産等の取得が行われた日（所有権移転等の権利移転の効果が生じた日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>(4) 運用報酬Ⅳ 本投資法人が運用資産である不動産等を譲渡した場合、当該不動産等の譲渡価額（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用等を除く。）に、1.0%を上限とする料率を乗じた金額とする（1円未満切捨て）。但し、スポンサー関係者に対して譲渡した場合は、当該不動産等の譲渡価額に0.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅳとする。</p> <p>運用報酬Ⅳは、当該不動産等の譲渡が行われた日（所有権移転等の権利移転の効果が生じた日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p>	<p>(3) 運用報酬Ⅲ 本投資法人が運用資産として新たに不動産等（信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。以下同じ。）を取得した場合、当該不動産等の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等を除く。）に、1.0%を上限として<u>本投資法人と資産運用会社が別途合意</u>する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。但し、本投資法人が資産運用会社と締結した資産運用委託契約に規定するスポンサー関係者（以下「スポンサー関係者」という。）から取得した場合は、当該不動産等の取得価額に0.5%を上限として<u>本投資法人と資産運用会社が別途合意</u>する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。</p> <p>運用報酬Ⅲは、当該不動産等の取得が行われた日（所有権移転等の権利移転の効果が生じた日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>(4) 運用報酬Ⅳ 本投資法人が運用資産である不動産等を譲渡した場合、当該不動産等の譲渡価額（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用等を除く。）に、1.0%を上限として<u>本投資法人と資産運用会社が別途合意</u>する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。但し、スポンサー関係者に対して譲渡した場合は、当該不動産等の譲渡価額に0.5%を上限として<u>本投資法人と資産運用会社が別途合意</u>する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅳとする。</p> <p>運用報酬Ⅳは、当該不動産等の譲渡が行われた日（所有権移転等の権利移転の効果が生じた日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第38条 (諸費用の負担)</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産に関する租税、本投資法人の一般事務受託者、本投資法人の資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに当該一般事務受託者、当該資産保管会社及び資産運用会社が立替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 附 則</p> <p>第41条 (改正の効力発生)</p> <p><u>第5条第2項の新設に係る改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>	<p>第38条 (諸費用の負担)</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産に関する租税、本投資法人の一般事務受託者、本投資法人の資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに当該一般事務受託者、当該資産保管会社及び資産運用会社が立替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担する。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第9章 附 則</p> <p>第41条 (改正の効力発生)</p> <p><u>第3条の規定の変更は、平成27年12月31日までに開催される役員会において決定する本店移転日をもって効力を生ずる。なお、当該本店移転日をもって本章を削除する。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員後藤智之より、本投資主総会終結のときをもって辞任したい旨の申し出がありましたので、新たに執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第17条第2項本文の定めにより、就任する平成27年6月16日より2年となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成27年5月13日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
まつ お かつら 松 尾 桂 (昭和39年5月17日)	平成元年4月 三菱商事株式会社入社 開発建設部
	平成8年4月 同社 住宅・地域開発部
	平成16年3月 同社 不動産事業・企画ユニット
	平成19年4月 同社 新産業金融事業グループ付 人事・コンプライアンス担当
	平成21年9月 同社 都市・住宅開発ユニット 住宅第一チームリーダー
	平成23年10月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 不動産運用部長
平成27年4月 MCUBS MidCity株式会社 代表取締役社長 (現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人がその資産の運用を委託している資産運用会社であるMCUBS MidCity株式会社の代表取締役社長であります。その他に、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠執行役員の選任については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行うことができるものとしたたく存じます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成27年5月13日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
すずき なおき 鈴木直樹 (昭和41年7月31日)	平成2年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 上野支店 平成4年10月 同行 本店証券投資部資金財務室 株式担当 平成6年8月 英国 LTCB and F&C Investment Management Co., Ltd出向 グローバル株式 ポートフォリオマネージャー 平成10年1月 長銀ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社(現ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社) 日本株式アナリスト 平成12年7月 シュローダー投信投資顧問株式会社 ディレクター 日本小型株式チームヘッド 平成19年11月 ルーパスアルファ・アジア・ゲーエムベーハー マネージング・ディレクター 東京支店代表 平成24年1月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 調査部長 平成27年4月 MCUBS MidCity株式会社 代表取締役副社長 (現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人がその資産の運用を委託している資産運用会社であるMCUBS MidCity株式会社の代表取締役副社長であります。その他に、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員谷口直大より、本投資主総会終結のときをもって辞任したい旨の申し出があり、また、監督役員喜多村晴雄から、執行役員と任期満了日が異なることになるので、これを統一するため、本投資主総会終結のときをもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、新たに監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第17条第2項本文の定めにより、就任する平成27年6月16日より2年となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略	歴
1	喜多村 晴雄 (昭和33年8月21日)	昭和58年9月 昭和62年3月 平成6年5月 平成8年12月 平成12年6月 平成14年8月 平成15年2月 平成16年6月 平成17年12月 平成18年5月 平成21年6月 平成22年6月	アーサーアンダーセン公認会計士共同事務所 (現有限責任 あずさ監査法人) 入所 公認会計士登録 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 社員 朝日アーサーアンダーセン株式会社 取締役 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 代表社員 喜多村公認会計士事務所 開設、所長(現任) チャールズウェインコンサルティング株式会社(現セルウィンコンサルティング株式会社) 代表取締役(現任) ローム株式会社 監査役(非常勤)(現任) 住商グレンジャー株式会社(現株式会社 MonotaRO) 取締役(非常勤)(現任) MIDリート投資法人 監督役員(現任) ヤマハ株式会社 監査役(非常勤) ヤマハ株式会社 取締役(非常勤)(現任)
2	伊藤 治 (昭和37年8月4日)	平成10年4月 平成17年4月 平成27年4月	弁護士登録 虎門中央法律事務所入所 虎門中央法律事務所 パートナー 扶桑合同法律事務所入所 パートナー(現任)

- ・上記監督役員候補者 喜多村晴雄は、喜多村公認会計士事務所の所長であります。
- ・上記監督役員候補者 伊藤治は、扶桑合同法律事務所のパートナーであります。
- ・上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者 喜多村晴雄は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠監督役員の選任については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行うことができるものといたしたく存じます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	
おり 織 (昭和21年10月5日) よねたろう 米太郎	昭和44年3月	プライスウォーターハウス会計事務所入所
	昭和47年6月	公認会計士登録
	昭和56年4月	プライスウォーターハウスGmbH入社
	昭和60年4月	青山監査法人入社
	昭和62年7月	プライスウォーターハウス税務事務所 パートナー
	昭和62年7月	プライスウォーターハウス コンサルタント株式会社 取締役
	平成11年7月	プライスウォーターハウスクーパース税務事務所 パートナー
	平成14年4月	税理士法人中央青山（現税理士法人プライスウォーターハウスクーパース）代表社員
平成19年10月	税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 顧問	
平成23年1月	公認会計士・税理士織米太郎事務所所長（現任）	

- ・上記補欠監督役員候補者は、公認会計士・税理士織米太郎事務所の所長であります。
- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

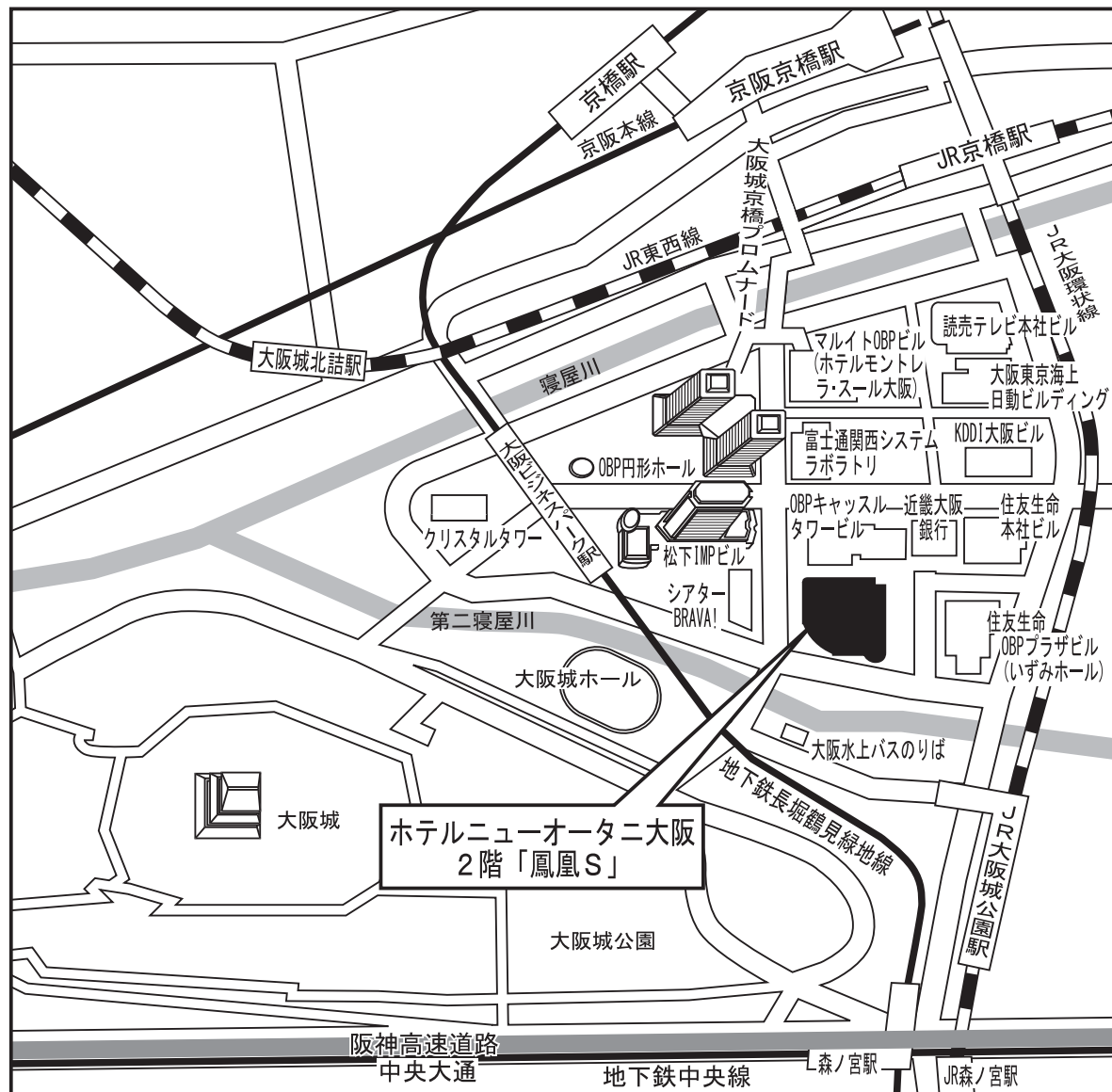
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

【会 場】 大阪府中央区城見一丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2階「鳳凰S」



【交 通】

JR大阪環状線「大阪城公園駅」3番出口より徒歩約3分

地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」4番出口より徒歩約3分

JR大阪環状線、JR東西線「JR京橋駅」西口改札より徒歩約8分

お願い：当日は、本投資主総会用駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。